

町田市物品購入契約等の入札手続に関する要領

第1章 総則

第1 趣旨

この要領は、町田市契約事務規則(平成14年3月町田市規則第23号)に定めるもののほか、財務部契約課が行う契約のうち、物品購入契約及び業務委託契約等(以下これらを「物品購入契約等」という。)の競争入札の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 入札方法の選択基準

入札の方法は、原則として次の各号に掲げる予定価格の額に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

- (1) 500万円超の物品購入契約又は1,000万円超の業務委託契約等(植生管理(樹木管理、草刈等をいう。以下同じ。))に係るものを除く。) 一般競争入札
- (2) 500万円以下の物品購入契約又は1,000万円以下の業務委託契約等(植生管理に係るものを除く。) 指名競争入札
- (3) 100万円超の植生管理に係る業務委託契約 一般競争入札

第3 入札形式

入札の形式は、原則として、東京電子自治体共同運営電子調達サービス(以下「電子調達サービス」という。)を利用した電子入札とする。

第4 再度入札等

- 1 再度入札(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の8第4項に規定するものをいう。以下同じ。)は、1回限りとする。
- 2 再度入札を行った場合においても、落札者がいないときは、次の各号のいずれかによるものとする。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号により随意契約を行う。
 - (2) 一般競争入札にあっては、再度公告入札(改めて入札公告をして行う入札をいう。以下同じ。)又は指名競争入札を行い、指名競争入札にあっては、当該入札

参加者以外の者を新たに指名することにより入札を行う。

第5 入札辞退の手続

入札を辞退する場合の手続は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 入札書の提出前においては、入札辞退届の提出をすること。この場合において、貸与された設計図書等があるときは、直ちに返却しなければならない。
- (2) 電子入札を除く入札の執行中においては、入札書に入札辞退の旨を記載した上で契約事務担当者に提出すること。

第6 入札結果の公表

入札の結果は、電子調達サービス又は財務部契約課において閲覧する方法により公表するものとする。

第7 予定価格の登録

電子入札により入札を行う場合は、予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際に開札場所に置くことに替えて、あらかじめ電子調達サービスに登録するものとする。

第8 最低入札参加者数

入札を成立させることができる有効な入札書の提出者数は、1者とする。

第2章 一般競争入札

第9 一般競争入札の参加資格

- 1 一般競争入札に参加するために必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 町田市競争入札参加資格者名簿に登載され、契約案件ごとに定める営業種目又は業種に登録があること。
- (2) 町田市入札参加資格停止措置要綱(昭和62年5月1日適用)による資格停止措置又は町田市契約における暴力団等排除措置要綱(平成21年12月1日施行)による入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (3) 契約案件ごとに定めた入札参加条件を満たしていること。

(4) 電子入札においては、電子調達サービスにより入札参加資格申請を行い、その入札参加資格の承認を受け、かつ、電子調達サービスを利用するために有効な電子証明書を取得していること。

2 前項第3号の入札参加条件は、次に掲げる条件のうちから、契約案件ごとに定めるものとする。

- (1) 特別な許認可又は資格の有無
- (2) 地理的条件
- (3) 技術的適性
- (4) 経営規模又は経営状況
- (5) 社会的貢献度又は信用状況
- (6) 履行実績
- (7) 履行能力又は過去の履行成績
- (8) 電子調達サービスにおける競争入札参加資格者に対する格付
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める条件

第10 入札参加資格の確認

- 1 一般競争入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格確認申請書を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が落札後に入札参加資格を確認することとした場合は、落札者は、落札後直ちに、入札参加資格を有することを証明する書類を提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項に規定する申請があったときは、入札参加資格の有無を確認し、その結果を申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、入札参加資格を確認するために必要があると認めるときは、参加資格を確認することができる書類の提出を求めることができる。
- 5 市長は、入札参加資格を認めなかった者から、その理由について説明を求められたときは、それに応じるものとする。

第11 入札参加資格の喪失

第10第3項の規定により入札参加資格を有する旨の決定を受けた者(以下「入札参加資格者」という。))が、次の各号のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失する。

- (1) 第9第1項の入札参加資格を欠いたとき。
- (2) 経営、資産又は信用の状況の変動により、契約の履行がなされないおそれがあるとき。
- (3) 虚偽の内容が記載された書類をもって入札参加資格の確認を受けたと認められるとき。

第12 入札資料の配付等

物品購入契約等に関する入札資料(以下「仕様書等」という。))は、入札公告で指定した方法により配付する。

第13 質疑

- 1 入札参加資格者は、仕様書等に疑義があるときは、入札公告の際に指定する方法により質疑をすることができる。
- 2 前項の質疑に対する回答は、入札公告の際に指定する方法により行うものとする。

第14 内訳書の提出

市長は、必要があると認めるときは、入札書に添えて内訳書を提出させることができる。

第15 入札の中止等

- 1 市長は、次に掲げる事由があるときは、入札を中断し、又は中止することができる。
 - (1) 天災
 - (2) 広域的又は地域的な停電
 - (3) 電子調達サービスのシステム障害
 - (4) 入札参加者がいない場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長がやむを得ないと認める事由

2 電子入札を中断し、又は中止したときは、書面による入札に切り替えることができる。

第3章 指名競争入札

第16 指名競争入札に参加させる者の選定

市長は、物品購入契約等について指名競争入札を行うときは、町田市物品購入契約等指名競争入札参加者指名基準(2003年4月1日施行。以下「指名基準」という。)に定める手続により指名競争入札に参加させる者(以下「指名業者」という。)を選定し、当該指名業者に通知するものとする。

第17 指名の取消し

市長は、指名基準第5各号に掲げるもののほか、指名業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指名を取り消すことができる。

(1) 第9第1項の入札参加資格を欠いたとき。

(2) 経営、資産又は信用の状況の変動により、契約の履行がなされないおそれがあるとき。

第18 一般競争入札に関する規定の準用

第14及び第15の規定は、指名競争入札について準用する。

第19 補則

この要領に定めるもののほか、物品購入契約等の入札手続に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2010年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2024年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、2025年8月1日から施行する。